

国土交通省独立行政法人評価委員会  
第9回海上災害防止センター分科会

平成20年2月28日  
於：海上保安庁会議室

【野久保課長補佐】 それでは、委員の先生方おそろいのようにございますので、只今から、国土交通省独立行政法人評価委員会第9回海上災害防止センター分科会を開催いたします。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠に有難うございます。私は、事務局を務めさせていただきます、海上保安庁環境防災課課長補佐の野久保でございます。

本日の議事進行につきましては、後ほど分科会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

座らせていただきます。

まず初めに、海上保安庁を代表いたしまして、警備救難部担当参事官の小橋からご挨拶を申し上げます。

【小橋参事官】 只今、ご紹介にあずかりました小橋でございます。

私は、昨年の7月に今のところに就任したわけでございますけれども、それ以来、分科会が開かれていたにもかかわらず、ご挨拶をさせていただく機会を逸しておりまして、今回ぜひ挨拶をさせてくれということで、入れていただきました。

平素は、海上災害防止センターの件、それから海上保安庁の行政、さらには国土交通省の行政に関係して、皆様方に大変お世話になっておりますこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

この海上災害防止センターの件に関しましては、先生方も十分よくご存じのとおり、昨年末に行政改革の一環として、今後センターをどうするかといったことをずっと議論してきた中で、数年後に独立行政法人という形態から別の形態に移行するということが政府として決定いたしました。何年後になるのかということは、まだ明確にはなっていませんけれども、できるだけ早くというのは、多分政府から全体として与えられているんだと思います。今後数年間は別に残りの期間とかということではございませんで、センターとし

での業務は、その後もずっと続いていくわけであり、組織形態が新しくなるというだけであります。その新しい形態になって、より発展していくための準備の期間というか、その移行期間だということで、この後数年間、何をやり、準備しておくかということが非常に重要なことだと思っております。そういった意味で、今日ご審議していただく第二期中期目標、それから第二期中期計画について、どんなふうにしていくのかといったことをご審議いただきまして、今後ますますセンターが発展していくように、ご議論いただければ非常に有難いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【野久保課長補佐】 有難うございました。

本日の分科会には、鏡委員、河端委員、北村委員、藤野委員、宮下委員にご出席をいただいております。杉山委員におかれましては、ご都合により14時30分ごろからのご出席ということになってございます。

また、工藤委員と小塚委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席ということになってございます。

本日の分科会ですが、現時点で、委員8名中5名の委員の方にご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

また、本日は海上災害防止センターから栗原理事長をはじめ、吉田理事、梅本理事にご出席いただいております。

ここで、栗原理事長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

【栗原理事長】 理事長の栗原でございます。先生方には、日ごろから何かとお世話になっております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今、参事官から話がございましたように、昨年来の独法見直しの件につきましては、センターの民営化ということで決着したわけでございますが、民営化といいましても、制度の根幹は維持する、そして、今やっている業務については、そのまま継続するというところでございますので、私どもとしては、従来どおり中核的な防災機関としての役割は、今後とも果たしていけるのではなかろうかと思っております。

今、話もございましたが、第二期中期計画に向けまして、この民営化の作業といいますが、準備をこれから進めていかななくてはならないわけでございますが、今、参事官からも話がございましたが、できるだけ民営化のメリットを生かしつつ、また、一方でルーズな

経営にならないようにということに気をつけなければいけないのではないかと考えております。

今日ご議論いただくわけですが、私どもの第二期中期計画においては、今、手がけておりますHNS防除システムの確立、これが一番のメインになろうかと思いますが、この事業をぜひ軌道に乗せるように、着実に展開していきたいと考えておりました、民営化だからということで、何でも自由にできるというわけではございません。着実な事業展開を図っていきたいと考えておりますので、ひとつ、先生方におかれましては、今後とも引き続きよろしくご指導のほど、お願いいたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。

【野久保課長補佐】 有難うございました。

本日の分科会の審議結果の取り扱いについてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則におきまして、国交省の独立行政法人評価委員長の同意が得られれば、本分科会の議決をもって、委員会の議決とすることとされております。後日、委員長の木村先生にご報告し、ご了承をいただくことを予定しております。

また、本日の分科会の議事録につきましては、これまでと同様、議事概要、それから議事録を国土交通省のホームページで公表させていただきたいと考えております。あらかじめ、ご了解をいただければと思います。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日、お手元に配付しております資料は、配付資料一覧A4、1枚もの。それから座席表、これもA4、1枚もの。委員名簿、A4、1枚もの。議事次第、A4、1枚。それから、資料1というインデックスを振ってございますが、これはセンターの第二期の中期目標の案。資料2が、同じくセンターの第二期の中期計画の案。資料3が、第一期と第二期の中期目標、中期計画、これを横書きにまとめたもの。それから資料4が、センターの業務方法書の変更に関する資料となっております。それから参考資料ということで、インデックス参考1というのを振ってございますが、こちらが昨年末に出されました勧告の方向性でございます。それから参考の2が、現時点でのセンターの業務方法書、それから参考3ということで、関係法令の抜粋をつけさせていただきます。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。途中でも結構ですので、不足等あった場合には、私ども事務局の方にお申しつけいただければと考えております。

それから、本日の審議の議題でございますが、第二期の中期目標、それから中期計画の

案、それから業務方法書の変更について、この3つを議題として予定しております。その議題に入ります前に、昨年12月24日に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画につきまして、環境防災課長の三浦からご説明させていただきたいと思っております。

【三浦環境防災課長】 環境防災課長の三浦でございます。委員の皆様におかれましては、日ごろから海上保安庁、それから海上災害防止センターの業務に多大なご理解、ご協力をいただきまして、誠に有難うございます。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

冒頭、小橋参事官からもお話がございましたけれども、昨年の12月24日に独立行政法人整理合理化計画が閣議決定されまして、海上災害防止センターにつきましては、公益法人化することが決定しております。本決定に至った経緯、今後の予定などにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

恐縮でございますが、座らせていただきます。

お手元の資料の参考1というのが、後ろから3つ目に付箋がついてございますので、そちらをご覧ください。この資料につきましては、独立行政法人海上災害防止センターの主要な業務及び事業の改廃に関する勧告の方向性というタイトルになってございますが、これは昨年末に政策評価・独立行政法人評価委員会の委員長から、国土交通大臣に提出されたものでございます。本年度、センターは第一期中期目標期間の最終年度ということでございますので、独立行政法人通則法第35条に基づきまして、政策評価・独立行政法人評価委員会によるチェックを受けておりましたが、その結果が勧告の方向性として大臣に提出されたものでございます。勧告の方向性といいますものは、法人形態の見直しと、その他の業務全般に関する見直しに分かれておりますけれども、法人形態の見直しの部分が昨年末に閣議決定されました、独立行政法人整理合理化計画と同じ内容になっております。

1枚おめくりいただいて、今、申し上げました法人形態の見直しといいますところが、独立行政法人海上災害防止センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性とタイトルが書いてございます、その第1というところがございます。第1の法人形態の見直しのところでございますけれども、海上災害防止センターの業務につきましては、船舶所有者等が防除措置を講じない場合等におきましても、迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3つの枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、ここにちょっと長たらく書いてありますが、わかりやすく言いますと、公益法人の業務で、しかもそれを指定する、いわゆる指定法人という方向で検討し、次期中期目標期間中に必要な措置を講ずるものとする、こういう具合になっているわけでございます。

その3つの枠組みについて、1点目でございますけれども、緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施。それから2点目が、①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない部分についての国費による補てん。それから3点目が、防災基金への国の関与ということでございます。この3点が、独立行政法人整理合理化計画として閣議決定されたということでございます。

従いまして、海上保安庁といたしましても、センターの公益法人化といたしますと、やはり行政改革の推進に資するということとはもとより、自由度の高い業務展開が可能になるということでございますので、今回の整理合理化計画をきっかけとして公益法人に移行し、新たな組織形態のもとで海上防災体制の充実強化を図ることにしたということでございます。

今後、センターの公益法人化に向けましては、法律改正それから予算要求、税制要望などの作業が必要となりますし、また、公益法人の制度そのものが、本年12月から新しい制度がスタートしますので、これについての検討も進めていかなければいけないということでございます。今の段階で、いつの国会で法律を提出するかというのは決まっておりませんが、整理合理化計画においては、平成22年度末までに必要な措置を講ずることになっておりますので、センターの第二期中期目標期間中に法律の改正をはじめ、先ほど申し上げました公益法人化に必要な準備を進めていきたいと考えております。

なお、センターにつきましては、公益法人化後も現行と同様の業務を一体的に実施することとしておりまして、当庁といたしましても、新しく変わるセンターを我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、引き続き全面的に支援することとしておりますので、海上災害防止センターの組織形態を変更した場合でも、現在の海上防災体制は維持されると考えております。

委員の皆様方におかれましても、今般の整理合理化計画の決定についてご理解をいただき、今後とも、海上災害防止センターにつきましてご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の説明は終わらせていただきます。

**【野久保課長補佐】** 只今の説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

質問等ないようでございますので、議題の審議に移りたいと思います。

それでは、藤野分科会長、お願いいたします。

【藤野分科会長】 それでは、私、藤野でございますが、これから審議の進行役を務めさせていただきます。ここにご出席の委員の方々、ほかの方々に議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それではまず、議題①の審議に入りたいと思いますが、この議事の進め方につきまして、事務局からご提案があるようでございますので、最初にまずそれを伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【宮本専門官】 環境防災課専門官の宮本でございます。事務局を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議事の進め方でございますけれども、本日は、議題①といたしまして海上災害防止センターの第二期中期目標（案）、議題②としまして第二期中期計画（案）を予定しておりますが、この議題①と議題②を、併せてご審議いただきたいというのが事務局からの提案でございます。恐れ入りますが、参考3と書いてあります関係法令の抜粋をご覧ください。

1 ページ目が、独立行政法人通則法の抜粋で、この第29条に中期目標の規定がございます。主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないとなっています。次に第2項で、中期目標に記載すべき事項が、第一号から第五号まで規定されています。第3項では、主務大臣は中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞かなければいけないという規定になっております。

続きまして、第30条が中期計画の規定でございます。第1項で、独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとなっています。

次のページ、第2項で、今度は中期計画に記載すべき項目が、第一号から第七号まで規定されています。

続きまして、第3項では、主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとなっています。

只今ご説明しましたとおり、中期目標というものは、国土交通大臣が作成し、海上災害防止センターに対して指示するものとなっております。一方の中期計画につきましては、国土交通大臣から指示された中期目標に基づいて、海上災害防止センターが作成するとい

うものでございます。

従いまして、中期目標を具体化させたものが中期計画ということになりまして、内容的には両者が互いにリンクしておりますので、議題①の第二期中期目標（案）と、議題②の第二期中期計画（案）とを一緒にご審議いただければと考えてございます。

以上が、事務局からの提案でございます。

**【藤野分科会長】** どうもご説明ありがとうございます。

只今、事務局からご提案がありましたように、中期目標と中期計画は互いにリンクしているということで、議題①と議題②を併せて審議したいということでございます。

そのようにすることによって、議論も進みやすくなると思いますし、会議の時間も短縮できるかと思っておりますので、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【藤野分科会長】** それでは、ご了解いただきましたので、そのようにさせていただきます。

なお、議題①と②を併せて審議しますと、かなり膨大な量になりますので、ご説明はどうか区切りのいいところで区切っていただいて、ご説明いただいた分についてご審議いただき、その後また残りの部分というようなことで進めていきたいと思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

**【宮本専門官】** どうも有難うございました。

それでは議題①と議題②につきまして、説明をさせていただきます。資料ですけれども、資料1と書いてございますのが、独立行政法人海上災害防止センター第二期中期目標（案）、これは国土交通大臣が作成する案でございます。次に、資料2が独立行政法人海上災害防止センター第二期中期計画（案）、これは海上災害防止センターで作成するものでございます。続きまして資料3でございますが、この資料は、中期目標と中期計画を対比させたものでございます。4段表になってございまして、左半分が第一期中期目標、中期計画、右半分が第二期中期目標（案）、第二期中期計画（案）となっております。議題①と議題②をまとめて説明するにあたりましては、この資料3がわかりやすいと思っておりますので、これを使って説明させていただきたいと考えてございます。この資料3ですが、全部で11ページございますので、まず1ページ目から5ページ目まで説明した後に、いったんご意見をいただきまして、引き続き残りの部分を説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3につきましてご説明をさせていただきます。まず、第二期中期目標（案）

から説明させていただきますが、まず前文を読み上げさせていただきます。「国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。」としております。これは第一期中期目標と変更点はございません。

続きまして、中期計画の前文でございますが、「独立行政法人海上災害防止センターは、独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間におけるセンターの中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。」としております。内容的には第一期と同じでございますが、アンダーラインを引いているところが第一期との変更点でございます。

まず、第1項のところに線を引いておりますけれども、これは作成の根拠は第30条第1項でございますので、第1項をつけ加えたということでございます。それと、期間のところにアンダーラインを引いておりますけれども、これにつきましては後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、中期目標の「はじめに」というところでございますが、これにつきましては、5年前と状況の変化がございましたので、全面的な見直しをしております。読み上げさせていただきます。

「我が国では、昭和40年代に相次いで発生した油流出事故等を受け、船舶所有者等に対する排出油防除措置の義務付け等所要の法整備を行うとともに、昭和51年10月には認可法人海上災害防止センターを設立するなど、海上防災体制の充実強化を図ってきた。こうした中、平成9年にナホトカ号、ダイヤモンド・グレース号の大規模油流出事故が発生し、これら事故の経験から更なる体制強化が図られたが、海外ではプレステージ号事故（平成14年11月、これはスペインで発生した事故です。）ヘーベイ・スピリット号事故（これは平成19年、昨年12月に韓国の西方で発生した事故です。この事故につきましては国際緊急援助隊としまして、当庁の職員3名と、センターの職員1名、計4名が韓国に派遣された事故でございます。）等ナホトカ号の流出油量を大きく上回る事故が発生しており、こうした事故が我が国で発生した場合に備え、より効率的かつ効果的な防除体制を今後とも整備していく必要がある。

一方、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の締結に伴い、我が国では海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律を

改正し、平成19年4月から特定油以外の危険物質及び有害物質（これを以下「HNS」と省略させていただきます。）の汚染に対する国内体制の強化を図ったが、今後は防除資機材の整備や要員の能力向上等を図っていく必要がある。

センターは、前身の認可法人時代を含め、約30年に亘って我が国周辺海域における油流出事案等に対応し、防除措置等の業務を適確に遂行してきた実績を有しており、国内外から高い評価を受けている。また、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」でも、センターは我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として重要な役割を担っている。

このように、センターに対する期待は大きく、その果たす役割は我が国の海上防災体制上極めて重要であることを十分踏まえ、第二期中期目標期間中についても、より効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の質の向上及び透明性の確保を図ることにより、社会からの負託に応えるものとする。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」において、センターの業務については、必要な制度的枠組みを維持した上で、「法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に必要な措置を講ずる」こととされたことから、センターでは、新組織形態への移行が円滑にできるよう、必要な準備を行うものとする。」

以上が、中期目標の「はじめに」でございます。

中期計画につきましては、「はじめに」に該当する部分はありません。

次は、1. 中期目標の期間でございます。中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間としております。これにつきましては、独立行政法人整理合理化計画の措置期限が22年度末、つまり平成23年3月31日までとなっておりますので、それに合わせた形で3年間とさせていただきます。

続きまして、中期目標の2. 業務運営の効率化に関する事項の部分でございます。(1)で組織運営の効率化ですが、これにつきましては、第一期と同じでございます。「事業規模、事業実態の変化に応じて組織・定員について見直しを行う。」としております。これに対する計画でございますが、タイトルとしまして、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置としています。この項目につきましては、先ほど通則法のところでご説明しましたとおり、目標、計画それぞれ記載項目が法令で規定されております。この項目に合わせてございます。

中期計画の1の(1)組織運営の効率化の推進でございますが、これは第一期と状況が変わっておりますので、全面的に見直しをしております。「センターは、佐世保、鹿児島2箇所に支所を配置している。このうち佐世保支所については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務（九州北部地区における防災資機材の維持管理業務）の終了に伴い廃止することとし、併せてセンター組織・定員の見直しを行う。」としております。この佐世保支所の廃止でございますが、本年4月をもって廃止することにしておりまして、ここに支所長1名が配置されていますが、この1名につきましては後ほどご説明しますが、センターとしてHNSの業務が新たに増えておりますので、防災部の業務課の方に振り替えるという予定にしております。従いまして、常勤の職員数そのものにつきましては、現在29名ですけれども、佐世保支所を廃止した場合でも、29名に変更はございません。

続きまして、4ページ目でございますが、(2)業務運営の効率化の推進でございます。まず①の一般管理費についてですが、中期目標、中期計画ともペンディングでございます。これは現在財務省と表現ぶり、数値目標をどうするかについて、調整をしているところでございます。ちなみに、第一期につきましては、一般管理費13%を削減するという目標・計画を立てておりましたが、18年度の決算で申し上げますと、13%をはるかに上回る22.8%を達成しております。これは事務所の移転ですとか、函館支所の廃止、人件費の削減、こういったもので22.8%を達成してございます。

第一期中期目標期間でございますが、期間としましては4年6カ月でございました。4年6カ月で13%の削減率が課せられていたということで、センターの場合、第二期は3カ年で計画しておりますので、財務省からは、この比率に応じて9%程度の数値は達成してほしいといわれております。今の案では、この9%というものには到達していないんですけれども、何とか工夫してこの数値を達成してくれと言われております。センターの場合、民営化を控えておりますので、センターに痛みを伴わない範囲で、具体的に申し上げますと、削減対象からいろいろなものを除外してもらって、何とかこの数値、9に届くかどうかはこれからの調整になりますけれども、この数値に少しでも近づくような努力というものを現在しております。申し訳ございませんが、現時点でここはまだ確定ではございませんので、ここは【P】ということでお願いさせていただきたいと思っております。

続きまして、②でございますが、これは人件費の関係の規定でございます。第一期と表現ぶりを変えてございます。第一期中に人件費の削減が法律で規定されていますので、こ

れによりまして第二期の中期目標、中期計画の書きぶりを変更させていただいております。目標ですが、「人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成22年度末までに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。」としてございます。

一方の計画ですけれども、「人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。」としてございます。第一期の目標は、0.7%の人件費を削減するということで計画しておりましたけれども、18年度は退職者の補充にあたりまして、業務の引き継ぎが円滑に行われるよう、新規で採用者2名を前倒しして採用した関係で、一時的な増員が発生したことによりまして、若干のプラスとなっております。20年度から22年度の3カ年におきましては、職員のプロパー化、それと定年退職者を新規採用者で補充、若返りを図ることで人件費を削減いたしまして、22年度末までに5%達成という予定にしております。

続きまして、③でございますが、これは給与水準についての規定でございます。昨年末、政策評価・独立行政法人評価委員会の委員長から、国交大臣あてに勧告の方向性が提示されました。この中で、全独立行政法人に対する共通の事項としまして、給与水準の適正化が指摘されております。これを踏まえまして、中期目標、中期計画の表現ぶりを変えてございます。

目標の方ですが、「国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。また、給与水準については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表を行う。」、中期計画につきましては、「俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。また、給与水準については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。」としております。

なお、センターにおきましては、18年度当初に職員の俸給表の水準を、平均で4.8%引き下げておりまして、また役員の給与、月給についても6.7%の引き下げを行っております。

次に、5ページ目でございますが、事業費の削減に関する規定でございます。これも、

現在財務省と調整中でございます。ちなみに、第一期でございますが、目標が5%でございましたけれども、これにつきましては18年度決算で41.7%の削減をしております。中身的には、国家石油備蓄基地における海上防災体制の見直しですとか、資機材の証明書発行業務というのを行ってございますけれども、これの電子化に伴う削減、こういったものをトータルしまして41.7%の削減を行ってございます。

次に、⑤でございますが、これは第一期の中期目標、中期計画には入ってなかった項目でございます。随意契約の見直しに関する規定でございます。これにつきましても、先ほどの勧告の方向性の中で、全独立行政法人共通の事項として随意契約の見直しについての指摘を受けてございます。これを踏まえまして、中期目標では、「契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等の推進や情報公開等により、競争性及び透明性の向上を図る。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。」、計画では「契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札の推進や情報公開の充実等により、競争性及び透明性を確保する。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。」としてございます。

なお、センターにおきましては、平成18年度で89件の随意契約がございました。これは全契約の約9割に当たりますが、この中で事故対応時の契約ですとか、場所が限定されたりして、供給者がどうしても特定される場合等を除きまして、すべて一般競争入札に切り替えるということにしております。この18年度の89件につきましては、12件ぐらいまでに減らせるのではないかと見ております。この随意契約の見直しについては、現在既に始めているところでございます。

次に、関係機関等との連携の強化でございます。これは第一期と同じ書きぶりでございます。目標では「センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。」としております。一方、計画では、「民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。」としてございます。

最後の(4)ですが、これは第一期には入っていましたが、第二期につきましては削除しております。これは17年度に海上災害防止センターの中に、海上防災事業に係る検討委員会というものを設置いたしまして、防災措置業務を中心とした今後のセンターのあり

方を検討していただき、18年2月に提言をいただいております。これにつきましては、もう既に実施済みということでございまして、第二期の中期目標、中期計画からは削除いたしております。

以上で、前半部分の説明を終わります。

**【藤野分科会長】** どうも有難うございます。

只今、事務局から中期目標、中期計画の前半部分を併せて説明いただきましたけれども、今、ご説明いただいた部分につきまして、皆様のご意見を承りたいと思いますので、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

1件、私のほうから伺いたいと思いますけれども、5ページの最初のところにあった事業費については、ペンディングと書いてありますが、何かそのことについて、若干のご説明はありますか。

**【宮本専門官】** 事業費は先ほどもご説明しましたが、一期は5%という数字が設定されておりました。これは4年6カ月で5%という数字で、これは今回3カ年計画でございまして、財務省からは3%という数字を言われております。

センターの場合、20年度からHNSの業務が新たに加わったこと、それと国家石油備蓄基地関係の受託業務が新たに加わったということで、19年度の事業費に比べまして、20年度の事業費がかなり大幅にアップしております。19年度の予算、事業費をベースに何パーセント削減というふうになりますと、かなり大幅にアップしていますので、これに逆行している形になるものですから、何とか財務省には新しく加わった業務は適用除外といえますか、削減の対象から除外していただき、その中で、何とか3%を達成できるようにということで、今、調整をしておるところでございます。

**【藤野分科会長】** よく分かりました。

どなたか、ご意見、ご質問ございましょうか。

**【宮下委員】** 質問のレベルにとどまるのですが、4ページの人件費ですが、国家公務員に準じた人件費の削減ということになると、これは5%以上の削減と読み直すことができるわけですか。

**【宮本専門官】** 先生のおっしゃるとおりでございます。

**【宮下委員】** そうですか。そのときに、人を入れ替えて人件費を削減されるという案を先ほどおっしゃいましたね。プロパーの採用、それから若年化ということですが、センタ

一の実際の訓練などを拝見しますと、大変な熟練性が必要ではないかなという気がしておりますが、その点の保証といいますか、若年化ということに伴って、従来の熟練性というものが多少薄くなるのではないかと心配するんですが、その点はいかがですか。

【宮本専門官】 一度に若返りとなりますと、今、先生ご指摘の懸念があると思いますが、徐々に今の年齢層をちょっとずつ若返らせるということで、段階的にでございますが技術の伝承といったものが図られればと考えてございます。

【藤野分科会長】 宮下先生、よろしゅうございましょうか。

そのほか、ご意見ございましたら、お願いいたします。

では、ご意見ございませんようですので、引き続きまして後半部分について、事務局からご説明お願いいたします。

【宮本専門官】 それでは、後半部分の説明をさせていただきます。

ここからは業務の中身の話に入ります。まず、3. でございますが、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。まず(1)としまして、海上防災措置業務という項目がございます。第一期につきましては、海上防災措置実施事業というタイトルでございましたけれども、海上防災措置業務と変更させていただいております。事業といいますと、営利を目的として営む業務ととられる懸念があるかと思いますが、センターが行っているのは、あくまでも営利を目的としたものではなくて、公益的な業務ですので、事業を業務に変えさせていただいています。

まず、中期目標ですけれども、「センターは、緊急時計画(この緊急時計画というものは、先ほど「はじめに」のところで出てきた「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」のことでございます。)における役割を十分踏まえ、これまで培ったノウハウや保有資機材・人員動員システム等を有効活用し、我が国の海上防災体制に貢献するため次の業務を実施する。」としております。次の業務につきましては、後ほどご説明させていただきます。

これに対する中期計画ですけれども、「センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」において、従来からの特定油(蒸発しにくい油)に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物資の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。このためセンターでは、平成18年2月に取りまとめられた「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等も踏まえ、これまでHNS防除体制の構築を図ってきたところであり、今後も引

き続き、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、次の業務を実施する。」としております。

具体的な業務の中身でございますが、①海上防災措置業務の適時・的確な実施として「海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。」としております。計画の方も全く同じ表現でございます。

この部分につきましては、第一期の（１）のところに記載されていた内容を、ちょっと表現は変えておりますけれども、入れ込んでおります。

続きまして、７ページ目でございますが、２番目の業務といたしまして、HNS防除体制の充実強化というタイトルにしてございます。HNSというものは、先ほど申しました有害危険物質を指してございまして、これは法律改正を受けて新たにセンターで始めた業務となっております。目標ですが、「HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実施し、HNS防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。」としております。計画の方でございますが、「HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。」としております。

現在、このHNS関係の業務でございますが、全国２５カ所の基地にHNS防除資機材の配備を完了したところでございまして、今後は契約防災措置実施者に対するHNS防除措置に関する研修等を行っていくという予定にしております。

続きまして、（２）機材業務でございます。目標ですが、「海防法第３９条の３、第３９条の４に規定する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。」としております。これは一期と同じ内容でございますけれども、一期では体制の確保ということを目標にしておりましたが、第二期につきましては、配備は既に完了しておりますので、これを維持するという目標に変えてございます。

それと、海防法というところにアンダーラインをしておりますけれども、これは「はじめに」のところで正式な法律名を引用しておりますので、ここの部分では略称を用いております。

一方の計画の方ですが、「排出油防除資機材（全国33基地）及び油回収装置等（全国10基地）の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。」としております。この部分はすべてアンダーラインとなっていますが、記載している内容につきましては、これも第一期については配備というものを目標にしておりましたが、配備は既に完了しておりますので、これを維持管理に直しております。それ以外の部分につきましては、表現は異なりますけれども、中身的には全く一緒でございます。

続きまして、8ページ目、(3)の海上防災訓練業務でございます。①訓練の重点化ですが、「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。」としてございます。これもすべてアンダーラインをしておりますが、内容は一期と同じでございます、記述方法をちょっと変えてございます。

一方の計画の方でございますが、「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。」としております。ちなみに、平成18年度でございますが、法定訓練として、5日間の標準コースと2日間の消防実習コースがございますが、計18回実施しております、680名の方に受講をいただいております。

次に、②の訓練参加者の能力向上でございます。これは第一期とそのタイトルを変えてございますが、第一期につきましては訓練終了後にアンケートを実施して、その結果を踏まえて講義方法等の改善を行うということにしておりまして、この改善については、現在も引き続き行っているということで、第二期につきましては、訓練参加者の能力向上とタイトルを変えてございます。

目標でございますが、「訓練終了後に実施する試験結果を踏まえ、一定基準に満たない者に対して補習等を行うことにより、訓練参加者の能力向上を図る。」としており、計画では、「訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。」としております。

続きまして、(4)の調査研究等業務でございます。この調査研究等業務につきましては、

第一期と全く中身は一緒でございます。他の業務のところと平仄を合わせまして、タイトルを追加しているだけでございます。

中期目標ですが、海上防災体制強化に資する調査研究の実施として、「センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。」としており、中期計画では、「過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。」としております。

続きまして、9ページの②成果の普及・啓発ですが、目標では、「調査研究の成果を広く一般へ普及・啓発する。」としており、計画は、「調査研究の成果をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。」としております。第一期ですけれども、③自主研究の部分が入っていましたが、第二期につきましては自主研究は予定してございませんので、削除しております。

続きまして（5）国際協力推進業務ですが、これも第一期と同じ内容でございます。①国際協力業務の推進ですが、目標は「センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。」としており、計画では、「過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。」としています。

続きまして②でございますが、これも訓練関係のタイトルと同じであり訓練参加者の能力向上としておりまして、海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施するとしております。また、以下の部分につきましては、先ほどの海上防災訓練業務と同じ中身にしております。計画の方も一緒でございます。

以上で、業務関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、財務関係の内容に移らせていただきます。10ページ目の4. 財務内容の改善に関する事項でございますが、前段と後段とに分かれております。前段は一期と同じ表現でございます。後段につきましても、表現を一部変えておりますけれども、中身的には第一期と同じであり、「中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。また、センターが有する技術・能力を活用し

た業務の実施、社会ニーズを踏まえた業務の展開等により、自己収入の確保を図る。」としております。計画の方ですけれども、(1) 自己収入の確保で、「これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。」としております。

続いて、中期計画の(2)(3)(4)でございますが、これにつきましては資料2をご覧ください。資料2、第二期中期計画案の3ページ目にある3.(2)の予算のところをご覧ください。これは平成20年度から平成22年度までの3カ年のトータルの予算でございます。単位は百万円でございます。

まず、収入のところですけれども、運営費交付金、施設費等補助金、これはいずれも国から入るお金でございますが、センターの場合は国からお金をいただいておりますので、ここはゼロでございます。続きまして、受託・手数料収入ですが、これは防災措置業務勘定、その他業務勘定と、センターの場合、勘定が2つに分かれておまして、この3カ年の合計が50億1,500万円でございます。次にその他ですが、これは、訓練を実施するために日本財団から寄付金をいただいております、こうした寄付金収入ですとか、センターに基金が4つほどございますけれども、このお金につきましては有価証券に換えておまして、そこで得られた利息収入、こういったものがその他に該当いたします。3年間で2億4,800万円でございます。この利息収入も、センターにとって貴重な財源となっております。それと、前期中期目標の期間よりの繰越金ということで、11億4,500万円。計64億800万円が収入でございます。

一方の支出でございますが、業務経費、施設整備費、これは収入の欄でございます、運営費交付金と施設費等補助金に対する支出ということで、収入がございませんので、支出もゼロでございます。それと、受託経費、これはセンターでいう事業費に該当するものでございます。これが36億8,100万円。一般管理費が12億5,900万円でございます。その他、これは平成13年と14年度に油回収装置というものを10基分購入いたしまして、日本政策投資銀行とシップ・アンド・オーシャン財団から合計3億4,700万円の借入金をしてございます。このうち、シップ・アンド・オーシャン財団からの借入金については、全額返済終了しておまして、現在、日本政策投資銀行に年間1,400万円を返済中でございます。この額が利子を含め3年間で4,400万円ということになります。それと、繰越金が14億2,300万円、支出の計が64億800万円となります。

続きまして、4ページ目でございますが、これは収支計画でございます。同じく3年間

のトータルの数字でございます。まず、費用の部でございますが、経常費用といたしまして防災費、防災業務管理費からずっとありまして、減価償却費、これの合計、防災措置業務勘定とその他業務勘定の合計になりますけれども、合わせて55億7,800万円となります。

次に、財務費用と書いてございますが、これは先ほどご説明いたしました長期借入金でございます。この利息が3年間で約200万円発生しております。臨時損失はございません。費用の部の合計が、55億7,900万円ということになります。

一方、収益の部でございますが、運営費交付金収益はゼロでございます。手数料収入が41億6,600万円、受託収入が8億5,100万円、寄付金収入が2,400万円、資産見返負債戻入が3億6,200万円、その他、これは有価証券の受け取り利息等でございますが2億2,400万円、臨時利益はゼロでございます。収益の部から費用の部を差し引いた利益でございますけれども、これは税が引かれる前の利益でございますが、4,400万円でございます。この中から法人税、住民税、事業税600万円を差し引いた3,800万円が総利益ということになります。

続きまして、5ページ目でございますが、今度は資金計画でございます。最初に資金支出でございますが、業務活動による支出が49億4,000万円、投資活動による支出はゼロ、財務活動による支出、これは先ほど申しました長期借入金の返済、利子を含めた4,400万円でございます。それと、繰越金が14億円で、資金支出の合計は63億8,500万円となります。

続きまして、資金収入でございますが、業務活動による収入の中で、受託・手数料収入が50億1,500万円、その他の収入が2億4,800万円の合計52億6,300万円。投資活動による収入、それと財務活動による収入はゼロでございます。最後に、前期中期目標の期間よりの繰越金が11億2,200万円ございまして、資金収入の合計は3年間で63億8,500万円となります。

以上、財務関係のご説明でございます。恐れ入りますが、また資料3に戻っていただきたいと思っております。先ほどの財務関係の説明で使った数字でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在財務省と調整をしているところでございまして、今後若干の数字の変動があるかと思っております。また、先ほどの説明の中で、前期中期目標の期間よりの繰越金というご説明をさせていただきましたけれども、ここで使っている数字につきましては、18年度の決算額の数字を使用させていただいております。

資料3の説明を続けさせていただきます。10ページ目をご覧くださいと思います。中期計画のところ、中ほど4.でございますが、4. 短期借入金の限度額といたしまして、「排出油等防除措置に必要な額として、11億円を短期借入金とする。」としてございます。これは通則法第45条第1項で、ここに記載する限度額の範囲内で、国交大臣の認可を受けて短期借入金をすることができるとなっております。現在センターに防災基金といたしまして、約11億3,900万円の基金が設置されておりますが、これは国と民間の出資金、それと日本財団からの出せん金で構成されており、現在11.39億円でございます。この基金につきましては、事故が発生したときの回転資金としての機能を持っておりまして、この基金を担保としまして、市中銀行からお金を借り入れて事故対応にあたるという場合が想定されますし、実際行っているところでございます。従いまして、この基金と同じ11億円を短期借入金の限度額といたしてございます。

次に、5.でございますが、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画という項目ですが、これについては該当ございません。独立行政法人海上災害防止センターに関する省令第16条で、センターの重要財産は、建物と船舶を規定してございます。横須賀にございます訓練施設ですとか、消防船2隻、あと訓練船がこの重要財産に該当するわけでございますが、現在のところ譲渡又は担保に供するという計画はございませんので、ここでは「なし。」とさせていただきます。

次に、6.の剰余金の使途でございますが、「剰余金は予定していない。」としております。通則法第44条で、損益計算において利益を生じた場合で、国交大臣の承認を受けた場合は、剰余金の全部又は一部をある一定の目的のために積み立てることができるとなっております。仮に、ある目的のために剰余金を積み立てる必要がある場合には、この欄に記載する必要があるわけでございますが、センターでは目的に応じた積立金をしてございませんので、この積立金に充てる剰余金は、現在のところ予定しておりませんので、この欄は、「剰余金は予定していない。」とさせていただきます。

続きまして、最後になりますが、中期目標の5. その他業務運営に関する重要事項でございます。(1) 施設・設備の整備についてですが、目標では、「施設・設備に関する整備計画を策定し、確実に実行することにより、業務に必要な機能を維持する。」としており、中期計画では、「消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。」としております。内容的には一期と同じでございますが、ちょっと表現を変えてございます。

次は、11ページ(2)の人事に関する計画でございます。目標では「センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員の知識・技能の向上を図り、適正に応じた部門に配置する。」、計画では「センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適正に応じた部門に配置する。」としております。参考といたしまして、期首の常勤職員数は29名、期末の常勤職員数見込みは、同じく29名でございます。

最後になりますが、中期計画(3)で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の30第1項に規定する積立金の使途というタイトルを設けておりまして、記載内容はございませんが、これにつきましては第一期の積立金のうち、国交大臣の承認があった金額を二期の財源に充てることができるという規定がございます。一期の最終年度である19年度決算が確定した後、本年の6月、7月ごろになるかと思っておりますけれども、それが確定した後に財務省と調整して、この欄が確定することになりますので、現時点では空欄にしております。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

【藤野分科会長】 有難うございます。

只今、事務局から中期目標、中期計画の後半の部分について説明がありました。皆様のご意見を承りたいと思っておりますので、ご意見ございましたら、よろしく願います。

いかがでございましょうか。特にご発言、ご意見はないと伺ってよろしいでしょうか。

それでは、誠に恐縮でございますが、特にご発言はないと了解いたしたいと思っております。それで、前半部分も含めまして、今日事務局からご説明いただきました中期目標、中期計画については、特に修正を要するようご発言はなかったと了解しておりますが、委員の皆様、そういうことをご承知いただけますでしょうか。

それでは、もしそういう修正箇所がありますと、一応最終的にもう一度確認をするということが必要なのでございますが、特に修正を要する箇所はなかったように思いますので、今、私が発言いたしましたように、今回ご説明いただいた中期目標、中期計画については、変更はしないということにさせていただきたいと思っております。

ただし、まだ現在財務省と調整中のところがございます。これについては、私が分科会長として事務局から説明を受けて、私の方で確認させていただくということで、今調整中のところにつきましては、分科会長にご一任いただくということでいかがでございましょうか。皆様にお諮り申し上げますが、いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

【藤野分科会長】 どうも有難うございました。それでは、今のようなことで、現在財務省と調整中の件につきましては、事務局と分科会長との間でやりとりをさせていただくということにさせていただきます。

では、以上をもちまして、議題①と②の審議が終了したということで、議題③業務方法書の変更についてご審議いただきます。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

【宮本専門官】 議題③の説明に入る前に、恐れ入りますが参考資料3、関係法令の抜粋をご覧くださいと思います。1ページ目でございますが、通則法第28条に業務方法書という規定がございます。第1項におきまして、独立行政法人は業務を開始する際に、業務方法書を作成するとありますけれども、センターにおきましては、参考資料2に添付しておりますが、平成15年10月1日付で独立行政法人海上災害防止センター業務方法書を作成してございます。この業務方法書の作成時と、その内容を変更する場合には、国土交通大臣の認可を受けるということになっておりまして、その認可をする際にはあらかじめ評価委員会の意見を聴くことになってございます。

資料4になりますけれども、今回、センター理事長から国交大臣あてに、業務方法書の変更に係る認可申請についてということで申請がございましたので、これについて説明をさせていただきます。

資料4を1ページめくっていただきますと、新旧対照表がついてございます。今回見直すところは、業務方法書第4条の排出油等防除措置の実施のところでございます。一昨年、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が一部改正されまして、昨年の4月1日からHNSの防除措置義務が船舶所有者等に課せられたところがございます。これによりまして、HNSの汚染事故が発生した場合、原因者であります船舶所有者等が防除措置を一義的に講ずるということになりますけれども、原因者が十分な措置を講じていない、あるいは措置を講じているけれども不十分な場合、こういった場合に、海上保安庁長官がセンターに対してHNS防除措置を指示することができるという規定が新たに加わりました。

こうした海上保安庁長官による指示に基づく防除措置業務というものを、1号業務と呼んでおりますけれども、改正前の1号業務は重油等の蒸発しにくい油、特定油のみが対象になっておりましたけれども、今般の改正によりまして、特定油以外の油ですとか、有害液体物質にまで指示の範囲が拡大されたということになりました。

新旧対照表の第4条の第1項をご覧いただきたいと思いますが、右側が現行、左側が改正案でございます。現行の案文では、第一項ですけれども、海上保安庁長官の指示により、排出特定油の防除のための措置を実施するものとするという書きぶりになっておりますけれども、先ほどご説明しましたとおり、指示の範囲が、排出特定油からHNSまで拡大されたということになりましたので、改正案のところにアンダーラインを引いておりますが、排出された油又は有害液体物質の防除のための措置（以下「排出油等防除措置」という。）に改めさせていただきたいと思っております。

それに伴いまして、第2項ですけれども、アンダーラインを引いているところを削除させていただきたいと思っております。

このほかにつきましては、変更点はございません。改正する部分については、以上でございます。

【藤野分科会長】 どうも有難うございました。

それでは、これに関して何かご意見がありますでしょうか。

ないようでございますので、分科会としては意見なしとさせていただきますが、よろしいでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【藤野分科会長】 どうも有難うございます。

それでは、以上で、本日予定されました議題審議がすべて終了いたしました。これ以降は、進行役を事務局にお返しいたします。

【野久保課長補佐】 藤野分科会長、どうも有難うございました。また、委員の皆様方、長時間にわたるご審議、どうも有難うございました。

以上をもちまして、第9回海上災害防止センター分科会を終了させていただきます。

なお、委員の方々に、いまだ手当や旅費の関係の手続が完了していない方は、恐縮でございますが、その場にお残りいただければと思います。係の者がお伺いいたします。

本日は、どうも有難うございました。

— 了 —